

墨田区建築審査会条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由

マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第80号)により、要除却認定マンションの建替えに係る容積率制限の緩和の許可に関し建築審査会が同意等を行うこととされたことに伴い、所要の規定整備をする必要がある。

2 改正概要

マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第80号)(以下「改正マンション建替法」という。)が平成26年6月25日に公布、同年12月24日に施行された。

改正マンション建替法第105条では、要除却認定を受けたマンションで、一定の敷地面積を有し、市街地の環境の整備改善に資するものについて特定行政庁の許可により、容積率制限を緩和できることとしている。

その特例の許可に関する事項については、改正マンション建替法第105条第2項により建築基準法を準用することとしており、特定行政庁の許可の同意及び審査請求に係る裁決を建築審査会で行う必要があることから、墨田区建築審査会条例の一部を改正する。

3 施行期日

公布の日